大阪府障がい者雇用貢献企業（大阪府ハートフル企業）顕彰実施要領の改正について

資料４

◎改正の概要

　本顕彰の表彰時期について、「毎年９月」から「毎年12月」に変更するもの。

改正(案)新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 第１条～第５条　　　　略  第６条　表彰は、原則として、毎年12月に行う。  第７条～第９条　　　　略  附　則  　　　　　　　　　　略  附　則  　この要領は、令和３年　月　日から施行する。 | 第１条～第５条　　　　略  第６条　表彰は、原則として、毎年９月に行う。  第７条～第９条　　　　略  附　則  　　　　　　　　　　 略 |